

掛川市告示第6号

掛川市勤労者教育資金貸付事業実施要綱（平成17年掛川市告示第49号）の一部を次のように改正する。

平成23年2月1日

掛川市長 松井三郎

第10条中「申し込み」を「申請」に改め、同条第3号を次のように改める。

(3) 所得証明書又は源泉徴収票

第10条中第4号及び第5号を削り、第6号を第4号とし、第7号を第5号とし、第8号を第6号とする。

附 則

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
- 2 改正後の掛川市勤労者教育資金貸付事業実施要綱第10条の規定は、この告示の施行の日以後における貸付けの申請から適用し、同日前における貸付けの申請については、なお従前の例による。